

議題 4

名古屋市障害のある人もない人も
共に生きるための障害者差別解消
推進条例の改正に関する検討状況
について

健 康 福 祉 局

名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例の改正に関する検討状況について

1 条例改正の方向性

(1) 基本的な考え方

- 本市では、障害のある人もない人も誰もが等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として、お互いを思いやる気持ちを持ちながら、安心して共に生きることでできるまちをつくるため、条例を制定し、障害者差別相談センターを中心とした相談体制の整備とともに、市職員対応要領の策定、市民への広報・啓発など、障害者差別の解消に向けた取り組みを進めてきた。
- しかしながら、令和 5 年 6 月 3 日には、本市主催の名古屋城バリアフリーに関する市民討論会において、参加者から他の参加者に対する差別発言がなされ、言い合いが生じる場面があった。その場にいた職員は、言い合いを制止するため駆け付けたが、その後、別の参加者から差別用語を含む差別発言がなされたことも含め、発言の制止や注意喚起などの適切な対応を行わず、さらに、討論会終了後においても、差別発言に対する市としての説明や謝罪などの対応も行わなかったという事態が発生した。
- その原因究明、再発防止を図るために設置された検証委員会の報告において、「職員として差別発言に対する問題意識が欠如していたと言わざるを得ない」等、市職員の人権問題に対する意識の低さが指摘された。また、市が関わる障害者差別事案の相談・解決のための仕組みの構築や、市・市民・事業者による障害者理解の更なる促進の取組などを規定する条例の改正が提言された。
- 本市としては、このことを重く受け止め、二度とこのような差別事案を起こさないため、市職員、事業者及び市民が「意識のバリアフリー行動」を実践することにより、障害者に対する偏見・差別のない共生社会を実現していく。
- このような決意の下、法等の改正に加えて、検証委員会の最終報告等をふまえ、所要の改正を行う。

(2) 主な改正検討事項

区 分	内 容
定 義	・ 障害者の定義として、身体障害の種別（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由等）、精神障害に高次脳機能障害を含むことを追加 ・ 事業者の定義（目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって、市の区域内で商業その他の事業を行う者）を追加 ・ 意識のバリアフリー行動の定義を追加 「周囲からの心ない言葉、偏見や差別、無関心など、障害者に対する意識上のバリアをなくすため、誰もが障害及び障害者に関する理解を深め、バリアを感じている人の身になって考え、必要な行動を起こすこと」
基 本 理 念	・ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本理念を追加
市 の 責 務	・ 市職員対応要領を定め、市職員が適切な対応ができるよう、研修等を通じて周知することを追加 ・ 市職員の責務として、市職員対応要領を遵守し、率先して意識のバリアフリー行動を実践することを追加 ・ 国及び他の地方公共団体と相互の連携を図ることを追加
事 業 者 ・ 市 民 の 責 務	・ 積極的に意識のバリアフリー行動を実践するよう努めることを追加
事 前 的 改 善 措 置	・ 事業者による合理的配慮の提供を支援するための施策を実施することを追加 (『障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業』令和6年10月事業開始)
合 理 的 配 慮 の 提 供	・ 市及び事業者が行う合理的配慮の提供にあたっての留意点（代替措置の選択も含め、双方の建設的な対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応する）を追加

区 分	内 容
相 談	・地域の相談窓口の具体的な窓口（区役所、支所、保健センター、障害者基幹相談支援センター）を明記 ・障害者差別に関する相談に的確に対応できる人材の育成を追加
助言又はあっせんの申立て・措置の求め・勧告等	・事業者に加え、差別事案の当事者が市の場合も、助言又はあっせんの申立て、措置の求め及び勧告等の対象に含まれることを追加 ・障害者差別解消調整委員会から市に対して措置の求めがあった場合、必ず勧告を行うことを追加
啓 発 等	・市職員、事業者及び市民が、意識のバリアフリー行動を実践し、障害の有無にかかわらず、全ての人が互いに人格及び個性を尊重し支え合いながら暮らすことのできる社会を目指す運動を市全体で推進することを追加 （『ナゴヤあいサポート事業』 令和6年10月事業開始）
意思疎通手段の利用の促進	・市が利用促進を図ることとしている意思疎通手段の項目（筆談・代読・代筆）を追加
調 査 研 究 等	・相談事例の分析、障害を理由とする差別の解消に向けて必要な事項についての調査研究及び情報収集や情報の共有を追加

（注）事業者による合理的配慮の提供の義務化については、令和6年4月1日の法施行日に合わせて、条例改正済み

2 条例改正スケジュール（案）

時 期	内 容
令和 6 年 7 月	第 1 回障害者差別解消支援会議（7/30）
9 月	障害者施策推進協議会（9/6）
	第 2 回障害者差別解消支援会議（9/11）
10～11 月	パブリックコメント
令和 7 年 1 月	第 3 回障害者差別解消支援会議（1/27）
2 月	改正条例の議会への上程
	障害者施策推進協議会
	改正条例施行に向けた周知（条例ガイドブック等の更新）
4 月	改正条例の施行（1 日～）